

那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証基準（旅館・ホテル編）新旧対照表（令和5年1月20日改定）

新	旧
<p>那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証基準（旅館・ホテル編）<u>ver. 2.0</u></p> <p style="text-align: right;">令和4年1月20日</p> <p>1 はじめに</p> <p>(2) 基準は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（政府の新型コロナウイルス感染症対策本部）、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル協会）、「新型コロナ感染防止対策取組宣言」（栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合）その他国又は自治体が定める指針等を参考に、告示第3条第3項に基づき、新型コロナウイルス感染症対策取組認証委員会の意見を聴いて策定したものである。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 換気方法について</p> <p>(1) <u>事業者は、宿泊客等がマスクを着用しない場面（食堂での食事、脱衣所及び浴室での入浴、喫煙室での喫煙等、ただし客室での滞在、個室での食事、貸切風呂での入浴等を除く）において、次のいずれかの方法による換気を行うこと。また、パーティー等が換気を阻害しないよう空気の流れに配慮すること。</u></p>	<p>那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証基準（旅館・ホテル編）<u>ver. 1.1</u></p> <p style="text-align: right;">令和3年4月23日</p> <p>1 はじめに</p> <p>(2) 基準は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（政府の新型コロナウイルス感染症対策本部）、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル協会）、「新型コロナ感染防止対策取組宣言」（栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合）その他国又は自治体が定める指針等を参考に、告示第3条第3項に基づき、新型コロナウイルス感染症対策取組認証委員会の意見を聴いて策定したものである。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 換気方法について</p> <p><u>事業者は、厚生労働省がとりまとめた「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法</u>  <u>（<a href="https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/26429/kankihoho_1.pdf">https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/26429/kankihoho_1.pdf</a>）を参照し、換気するものとする。</u></p>

**【窓の開放による方法】**※<sup>1</sup>

- ・ 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2方向の窓を相当程度開放して常時換気すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。
- ・ 1時間に2回以上、かつ1回に5分以上、窓を全開にして換気すること。

※<sup>1</sup> ただし、外気温が高いときは居室の温度を28℃以下及び相対湿度を70%以下に維持できる範囲内で実施し、外気温が低いときは居室の温度を18℃以上及び相対湿度を40%以上に維持できる範囲内で実施するよう留意すること。

**【機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法】**

- ・ 1人当たり毎時30 m<sup>3</sup>の換気量を確保すること。※<sup>2</sup>（1人当たり毎時30 m<sup>3</sup>の換気量が足りない場合は、1部屋当たりの在室人数を減らすことで、1人当たり毎時30 m<sup>3</sup>の換気量を確保することも可能）

※<sup>2</sup> 厚生労働省は、リーフレット『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』において「ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、必要換気量（1人当たり毎時30 m<sup>3</sup>）を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらない」としている。

（参考）換気機能の維持向上のために次の方法が推奨される。

- ・ 二酸化炭素濃度を測定して1000ppm以下であることをモニタリングすること。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>空気清浄機（HEPA フィルタによるろ過式で風量が毎分 5 m<sup>3</sup>程度以上のもの）を人の居場所から 10 m<sup>2</sup>程度の範囲内に設置して稼働すること。</u></li> <li>・ <u>サーキュレーターを利用すること。</u></li> </ul> <p><u>(参考) 換気機能の維持向上のために次の方法が推奨される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>二酸化炭素濃度を測定して 1000ppm 以下であることをモニタリングすること。</u></li> <li>・ <u>空気清浄機（HEPA フィルタによるろ過式で風量が毎秒 5 立方メートル以上のもの）を人の居場所から 10 平方メートル範囲内に設置し稼働すること。</u></li> <li>・ <u>サーキュレーター等を利用すること。</u></li> </ul> <p>(2) <u>事業者は、宿泊客等がマスクを常時着用する場面であっても、厚生労働省がとりまとめた次の方法によって換気するよう努めること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法</u> <u>(<a href="http://mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf">mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf</a>)</u></li> <li>・ <u>熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法</u> <u>(<a href="http://mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf">mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf</a>)</u></li> <li>・ <u>冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法</u> <u>(<a href="http://mhlw.go.jp/content/10900000/000698868.pdf">mhlw.go.jp/content/10900000/000698868.pdf</a>)</u></li> </ul>	
<p>7 要求事項</p> <p>1.7 (認証基準) 削除</p>	<p>7 要求事項</p> <p>1.7 (認証基準) 感染リスクを早期に把握するため、従業員に対してCOCOA（接触確認アプリ）の利用を奨励していること。</p>

<p>2.3.6 (認証基準) 食堂内において必要かつ適切な換気を実施すること。  <u>こと。</u>  (備考) 換気方法については、「6 換気方法について」に従うこと。</p>	
<p>2.4.1 (認証基準) 入浴時間を分散するなど、  3密回避対策を講じていること。</p>	<p>2.4.1 (認証基準) 入浴時間を分散する、<u>常時換気に努めるなど、</u>  3密回避対策を講じていること。</p>
<p>2.4.5 (認証基準) 大浴場・脱衣所において必要かつ適切な換気を実施すること。  <u>実施すること。</u>  (備考) 換気方法については、「6 換気方法について」に従うこと。</p>	
<p>3.1 (備考)  <u>不織布マスクの着用</u>に努めること。</p>	<p>3.1 (備考)</p>
<p>3.5 (認証基準) <u>複数人で休憩、更衣、飲食等</u>をする場合は、身体的距離を確保する対策を講じ、又はアクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等を設置すること。</p>	<p>3.5 (認証基準) <u>休憩室・更衣室を利用</u>する場合は、身体的距離を確保する対策を講じるか、又は、アクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等を設置すること。</p>
<p>3.6 (認証基準) <u>休憩、更衣、飲食をする場所</u>において、必要かつ適切な換気、定期的な清掃等を実施すること。  (備考) 換気方法については、「6 換気方法について」に従うこと。</p>	<p>3.6 (認証基準) <u>休憩室・更衣室は、常時換気及び定期的に清掃等</u>を行っていること。  (備考)</p>
<p>3.7 (認証基準) <u>調理室</u>において飲食をしないこと。</p>	
<p>3.8 PCR検査を定期的に実施し、陰性であることを確認すること。</p>	<p>3.7 PCR検査を定期的に実施し、陰性であることを確認すること。</p>